

栃木県人事委員会 X 運用方針

平成 30 年 3 月 30 日

一部改正 令和 5 (2023) 年 11 月 28 日

栃木県人事委員会事務局

1 趣旨

本方針は、栃木県人事委員会事務局総務課が運営する X「栃木県人事委員会 Tochigi_saiyou」(以下「栃木県人事委員会 X」)の運用に関する事項について定める。

2 目的

栃木県人事委員会 X は、栃木県人事委員会が実施する職員採用試験・選考や職員採用説明会等、栃木県職員の採用に関する情報の発信を目的とする。

3 運用方針

(1) 栃木県人事委員会 X は、栃木県人事委員会事務局総務課総務・任用担当職員が以下のとおり運用するものとする。

ア 情報を発信する時間帯は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

イ 情報は発信のみとし、リプライ(返信)やフォローには対応しない。

(2) 栃木県人事委員会 X では、次の情報を発信する。

ア 県職員採用試験・選考に関する情報

イ 県職員採用説明会や大学等での説明会に関する情報

ウ 県職員採用ホームページの更新情報

エ その他、県職員の採用に関する情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、栃木県人事委員会事務局ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は同ホームページを通じて周知する。